

## 推進体制

「阿見町教育振興基本計画」の推進にあたっては、国・茨城県の動向を踏まえ、本町の実状を勘案しながら取り組むとともに、子育てや福祉、まちづくりなど関連する部局との連携・調整を図りながら進めるものとします。

また、まちぐるみの教育を推進する観点から、学校、保護者、関係団体、地域はもとより、町内企業やボランティア組織との連携・協力体制のもと、計画を推進します。

## 進行管理

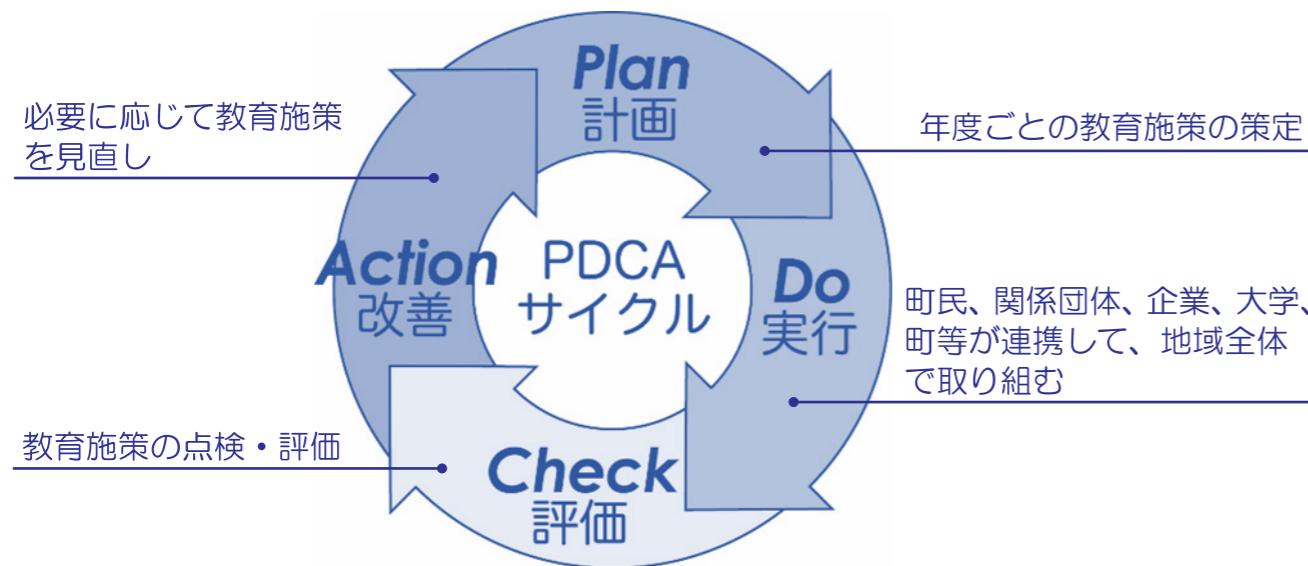
「阿見町教育振興基本計画」に掲げる「目指す姿」を実現するためには、基本計画の着実な進行管理が重要です。

基本計画に位置づける「目標指標」や「具体的な施策」、「主な事業」の進捗状況を把握し、その成果を評価するとともに、必要に応じて見直しを図ります。

計画の進行管理は、教育委員会により着実に実施していくものとします。

また、進捗状況及び評価については、毎年度目標を立て「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施するものとし、その結果について、広報紙やホームページなどにおいて広く公表するとともに、町民から意見を募集し、計画の見直しに活用します。

さらに、基本計画の計画期間終了時においては、総合的な見直しを図るものとします。



学びあい  
支えあい  
心を育む人づくり

# 第2次 阿見町教育振興基本計画

令和5年度～令和15年度



## 計画策定の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、阿見町における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な計画として、平成25年3月に「阿見町教育振興基本計画」を策定しました。この度、後期基本計画期間（平成30年度から令和4年度）の終了に伴い、新たに「第2次阿見町教育振興基本計画」を策定しました。

## 計画の期間と対象範囲

計画期間は、令和5年度から令和15年度までの11年間を見据えた「基本構想」と、令和5年度から6年間に取り組むべき施策を示す「前期基本計画」と令和11年度から5年間の「後期基本計画」となります。

計画の対象範囲は、概ね本教育委員会の所管する施策・事業とします。

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
第2次 阿見町 教育振興 基本計画	基本構想 R5年度～R15年度 (11年間)										
	前期基本計画 R5年度～R10年度 (6年間)						後期基本計画 R11年度～R15年度 (5年間)				
(参考) 阿見町 総合計画	第7次総合計画 基本構想 R6年度～R15年度 (10年間)										
	前期基本計画 R6年度～R10年度 (5年間)						後期基本計画 R11年度～R15年度 (5年間)				

※第7次総合計画の計画期間は第6次と同様の期間を想定しています。

# 基本理念「学びあい 支えあい 心を育む人づくり」

豊かな自然環境に育まれ育まれてきた阿見町の風土・歴史・伝統に根差したまちぐるみ、地域ぐるみで育てる教育を原点とし、時代とともに変化する教育課題に的確に対応しながら「学びあい」、「支えあい」の実践を通して「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指していきます。また、多様な子どもの心に寄り添い、誰一人取り残すことのない教育を推進していくために、子どもの「心を育む人づくり」を新たな理念として掲げ、未来に誇れる「阿見町らしい教育」を目指していきます。

## 第1章 確かな学びを育む

- 【目標】  
◆就学前児童は、入学前からのサポートのもと安心して進学することができ、楽しく学校生活をスタートしています。  
また、小・中学校の教員や児童生徒の日常的な交流活動を通して、学びの連携が進んでいます。  
◆子どもたちは夢と希望をもち、実現したい未来に向かって着実に、力強く学んでいます。  
◆教師は、子どもと触れ合う時間を優先できる環境になり、一人一人に寄り添いながら学びあう教育を進めています。

### ■ 基本方針1 幼児教育からの接続と小中連携の推進



### ■ 基本方針3 教師力の向上のための支援やサポート体制の充実



- 【重点事項】  
●阿見町の教育理念に基づいた切れ目のない教育の推進と、幼保小中の多様な連携  
●個別最適な学びと協働的な学び（令和の日本型学校教育の実現）の推進による、一人一人に寄り添いながら学びあう教育  
●世界とつながる人づくりに資する国際教育・外国語教育の推進と、英語を着実に身に着ける教育の推進  
●すべての学習の基礎となる言語を豊かに学ぶための、読書環境の整備や児童生徒の読書意欲の向上  
●教師自らが授業を磨くとともに、子どもと触れ合う時間を大切にする学校の働き方改革の推進

## 第2章 豊かな心と健やかな体を育む

- 【目標】  
◆児童生徒の情操が育まれ、友達や家族を思いやり、故郷を大切に思っています。また、予科練平和記念館を活用した教育の経験が生かされ、平和と命の尊さを深く理解しています。  
◆児童生徒は、地場産の食材を使ったおいしい学校給食や茨城大学（農学部）や生産者、関係機関等と連携した食育授業、学校体育、部活動、スポーツ活動を通して健康と体力を身に付けています。  
◆すべての児童生徒は、家庭・学校・地域で温かく見守られ、いきいきと学んでいます。

### ■ 基本方針1 豊かな心と命を大切にする心を育む教育の充実



### ■ 基本方針3 生徒指導の充実と困難を抱える子どもへの支援体制の充実



- 【重点事項】  
●「生きる力」を培うため、体力の向上と健康増進に資する健康教育の充実など命を大切にする教育の推進  
●地場農産物を使ったおいしい給食と学校給食を通じた食育の推進による、児童生徒の健やかな成長  
●多様な関係者の連携強化・相談体制の拡充や、子どもの貧困対策への取組  
●特別な配慮が必要な児童生徒へのきめ細やかな支援による誰一人取り残さない教育の推進



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための世界共通の17の目標のことです。本計画においても、将来にわたって子どもたちが夢を持って生きていける持続的な社会の実現を目指し、誰一人取り残すことのない教育の構築を推進します。

## 第3章 時代の変化に対応する能力を育む

- 【目標】  
◆児童生徒は、情報活用能力を効果的に使って学校生活を過ごしています。  
◆児童生徒は、地域の自然・郷土をよく知り愛着をもって暮らしています。また、社会の一員としての役割をよく理解しています。  
◆児童生徒は、多様性を認め合い、新たな価値を創造していく力や、社会の持続可能な発展を担う力を身につけています。

### ■ 基本方針1 時代の変化に対応した教育の推進



### ■ 基本方針3 多様性を受け入れる人を育む教育の推進



### ■ 基本方針2 社会の変化に対応できる子どもの育成



- 【重点事項】  
●これからの時代の学びを支える教育現場におけるデジタル化の推進  
●子どもの職業観・働く意志を学ぶ機会の醸成、キャリア形成を図るために必要な能力や態度の育成の充実  
●環境教育などを通してSDGsの目標を理解し、実践していく教育  
●一人一人の違いを認め、個性を生かし、誰もが差別されることのない共生社会に向けた環境整備

## 第4章 多様な連携でまちの教育力を高める

- 【目標】  
◆地域ぐるみの教育が広がり、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育んでいます。  
◆すべての児童生徒が家庭を、安らぎのある楽しい場所と感じて過ごしており、親も子も、笑顔で毎日を過ごしています。

### ■ 基本方針1 地域と一体となった開かれた学校づくりの推進



### ■ 基本方針2 家庭・地域の教育力の醸成・向上



- 【重点事項】  
●本町の地域の特徴を活かした、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進  
●家庭教育・就学前教育の重要性を踏まえた、家庭の教育力の強化・支援  
●児童生徒の生き抜く力をサポートする地域力の醸成

## 第5章 安全で安心して学べる教育環境を創る

- 【目標】  
◆学校は、万が一に備えた危機管理体制が整っており、児童生徒は安心して学校生活を送っています。また、児童生徒も、いざという時は自らの安全を守るために適切に行動できるようになっています。  
◆地域の特色を生かした学校づくりが実現しています。  
◆快適で、安心安全に学べる教育環境が実現しています。

### ■ 基本方針1 様々な危機に対応する安全・安心な教育環境の整備・強化



### ■ 基本方針2 地域の実情にあった教育環境の充実



- 【重点事項】  
●児童生徒の危機管理能力の醸成と、防災・防犯・交通安全など児童生徒を取り巻く学校安全の強化  
●新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックによる教育全体への影響を教訓とした、児童生徒の学習環境、健康を守るために学校における感染症対策の徹底  
●本町の地域特性や地域の人口構成などを勘案した、小規模特認校などの町独自の教育の推進  
●すべての児童生徒に平等な教育環境を提供するための、小・中学校の望ましい教育環境の検討  
●児童生徒がより良い環境のなかで学習するための、適切な教育環境の整備と質の高い教育設備・教材等の充実